平成２２年（フ）第３９０号
秋田県男鹿市船越字内子１番地251　ＦＫメゾン４―106号室、前住所秋田県男鹿市船川港船川字親道170番地１
債務者　沢木　　聡
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０３号
秋田市寺内油田２丁目１番35号　ビューハウス寺内Ａ―103
債務者　渡部　美香
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８号
秋田県大館市字池内道上１番地17
債務者　柳舘真由美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第５１号
福島県南相馬市原町区日の出町152番地の11
債務者　佐藤　敬子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第５６号
福島県南相馬市原町区西町１丁目80番地の４
債務者　佐々木フミ子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第２１８号
長野県松本市寿北７丁目６番191号　市営住宅
債務者　中野　秀明
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２２３号
長野県松本市安曇4034番地１
債務者　藤原　　昇
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１９８号
滋賀県東近江市宮川町662番地155
債務者　辻川　順子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１１３９号
京都市南区吉祥院石原長田町１番地の１　桂川ハイツ１号館709号室
債務者　嶋﨑　枝美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０８号
京都市南区吉祥院西浦町50　シャロム吉祥院510号、住民票上の住所京都市山科区大宅御所田町２番地の５
債務者　亀井江理子（債務発生時の姓金山）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５５８号
兵庫県芦屋市大原町２番６―903号
債務者　神野　明子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６５１号
兵庫県尼崎市南城内２番地の２
債務者　福嶋　和弘
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６６４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目54番12―803号
債務者　徳山誠司こと　李　　誠司
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７２４号
兵庫県尼崎市潮江２丁目36番30号、前住所兵庫県尼崎市潮江３丁目22番４号辰野文化１階102号
債務者　宮本　邦義
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６０号
兵庫県西宮市鳴尾町１丁目16番18―403号
債務者　岸本　伸司
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７３号
鳥取県鳥取市松原110番地９
債務者　中村　正人
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４１号
鳥取県米子市義方町９番26号
債務者　岩倉　朱美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部